

4月1日

# 県から市へ

# 権限移譲が行われます

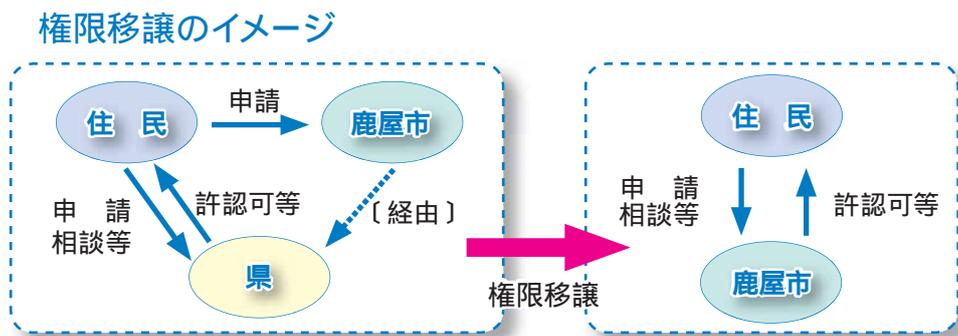


表 平成 19 年 4 月 1 日から鹿屋市が受け入れる事務

| 番号 | 事務の内容                                  | 担当課                           |
|----|--|-------------------------------|
| 1  | 町、字の新設、廃止、名称変更に関する事務                   | 都 市 政 策 課<br>0994-31-1130     |
| 2  | 新たに生じた土地の確認                            | 企 画 調 整 課<br>0994-31-1125     |
| 3  | 特定非営利活動法人の設立認証、届出の処理等                  | 市 民 活 動 推 進 課<br>0994-31-1147 |
| 4  | 入会林野整備計画の適否の決定等                        | 林 務 水 産 課<br>0994-31-1119     |
| 5  | 都市計画の決定等に係る調整のための立ち入りに伴う障害物の伐除及び土地の試掘等 | 都 市 政 策 課<br>0994-31-1130     |
| 6  | 悪臭防止規制地域の指定、変更、規制基準の設定等                | 環 境 政 策 課<br>0994-31-1156     |
| 7  | 騒音規制地域の指定、変更、規制基準の設定等                  |                               |
| 8  | 振動規制地域の指定、変更、規制基準の設定等                  |                               |
| 9  | 特定商品の販売事業者に対する措置命令                     | 商 工 観 光 課<br>0994-31-1121     |
| 10 | 土地改良区の設立、合併、解散に関する事務等                  | 農 地 整 備 課<br>0994-31-1120     |

## 権限移譲がもたらす効果

### ● 利便性向上

窓口が近くなり、移動の負担が軽減されるなど、利便性が向上します。

### ● 効率的な事務処理

市を経由して県が決めることにより生じていた、実情把握や調査等に要する移動コストや時間が節減され、より迅速で、効率的な事務処理が可能になります。

### ● 自立のまちづくり

市の裁量が高まり、県に問い合わせることなく許認可等の判断ができるようになることで、市が自立的なまちづくりを推進できるようになります。

県から市への権限移譲とは、これまで県が行ってきた仕事の一部を市で引き受けるようにする取り組みです。  
地域のことや普段の生活に密着したことは、県が決めるのではなく、住民の声が直接届き、地域の事情を一番良く知っている市が決定することが、より良い行政サービスの提供につながります。  
また、権限移譲により自立性の高い行政運営が可能になり、地域の中核となる都市づくりを進めることができるようになります。

この権限移譲について市では、事務量と費用対効果、類似団体等の動向を総合的に勘

### 【問い合わせ】

行政経営改革課

0994-31-11153

個別の事務に関する問い合わせは各担当課に直接ご連絡ください。

案したうえで、市民サービス向上の観点から、受け入れを進めることとしており、まず、4月1日から表のとおり県との協議が整った事務を受け入れる予定です。  
そして、今後についても県の権限移譲プログラムに基づいて、県と個別協議をすすめて受け入れる事務を確定して行く予定です。